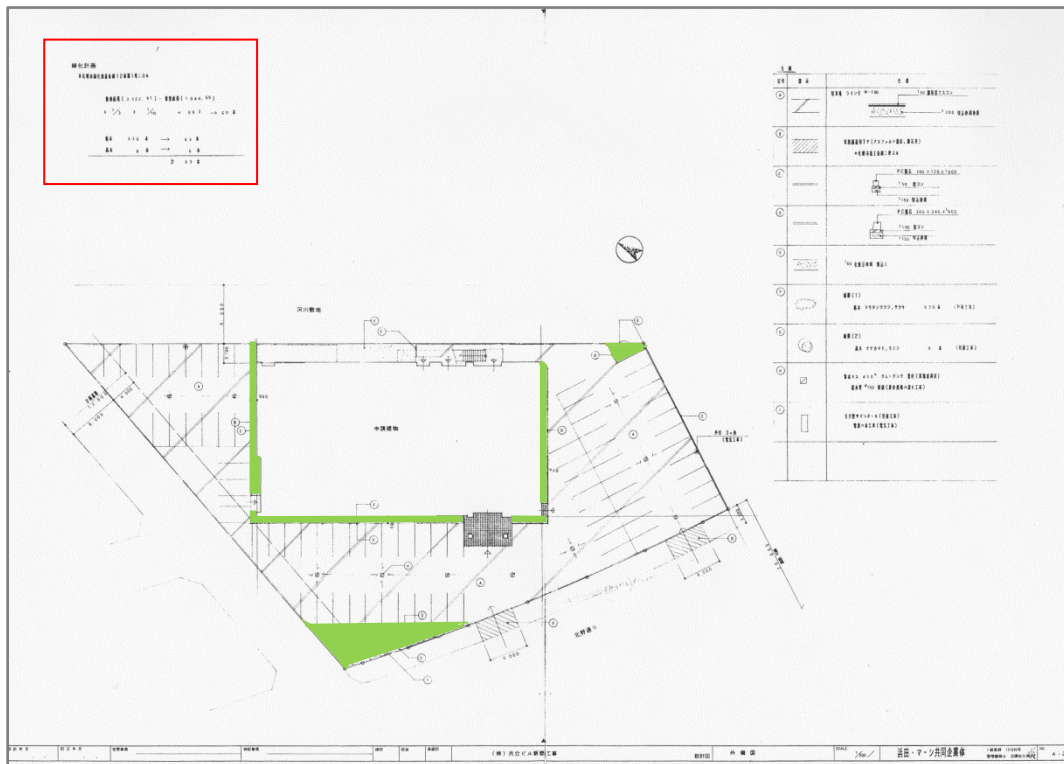


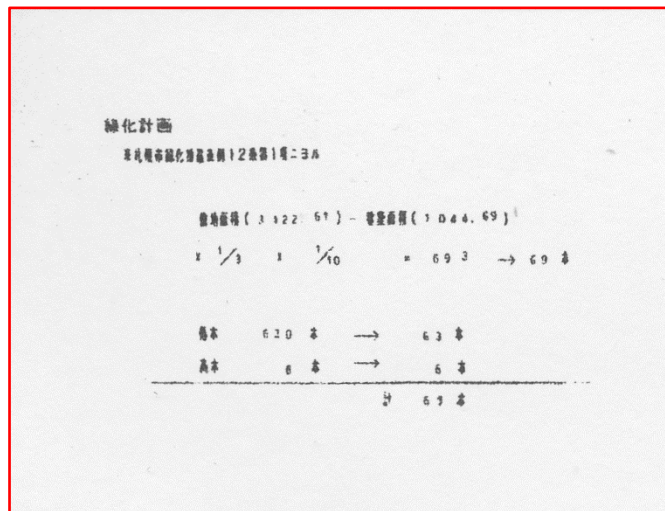
札幌市緑化推進条例第 12 条第 1 項

(平成 13 年、札幌市緑の保全と創出に関する条例に改訂)

本件建築物建築において、札幌市緑化推進条例第 12 条第 1 項の規定の緑地を設け、確認申請を行い、確認通知を得ている。しかし、竣工後の外構には緑地はなく、すべて、アスファルト舗装されている。駐車スペース確保のため、計画変更が行われたことは明らかで、あり、施主は計画変更に同意していない。



拡大



- (4) 詐欺その他不正の手段により、第12条第2項、第15条第1項、第22条第1項又は第29条第1項の規定による許可を受けた者
(公表)
- 第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について必要があると認めるときは、その者の氏名及び行為の内容を公表することができる。
- (1) 第12条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第12条第2項、第15条第1項、第22条第1項又は第29条第1項の規定に違反した者
 - (3) 第14条第1項の条件に違反した者
 - (4) 第24条第5項の規定に違反した者
 - (5) 第42条の規定による市長の命令に違反した者
- (委任)
- 第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 第9章 罰則
- 第45条 第42条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第46条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第12条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第12条第2項、第15条第1項、第22条第1項又は第29条第1項の規定に違反した者
 - (3) 第14条第1項の条件に違反した者
- 第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
 - 2 緑保全創出地域及び風致地区の種別の指定、風致保全方針の策定その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(札幌市緑化推進条例等の廃止)
 - 3 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 札幌市緑化推進条例(昭和52年条例第10号)
 - (2) 札幌市風致地区内建築等規制条例(昭和46年条例第43号)
(経過措置)
 - 4 この条例の施行の際現に前項第1号の規定による廃止前の札幌市緑化推進条例(以下「旧緑化推進条例」という。)第5条第1項の規定により定められている緑の基本計画は、第8条第1項の規定により策定された緑の基本計画とみなす。
 - 5 この条例の施行の際現に旧緑化推進条例第6条第1項の規定により指定されている緑保全地区の指定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、当該緑保全地区の指定の解除及び当該緑保全地区において旧緑化推進条例第7条第1項各号に掲げる行為をする場合については、第12条から第22条までの規定にかかわらず、なお旧緑化推進条例第6条から第9条までの規定の例による。
 - 6 この条例の施行の際現に旧緑化推進条例第12条第1項の規定による協議をしている行為でこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して1年を経過する日までに着手されるものについては、第12条から第22条までの規定にかかわらず、なお旧緑化推進条例第12条の規定の例による。
 - 7 施行日から施行日後最初の緑保全創出地域の指定の効力が生じる日までの間は、旧緑化推進条例第12条第1項各号に掲げる行為をする場合については、附則第3項第1号の規定による札幌市緑化推進条例の廃止にかかわらず、なお従前の例による。
 - 8 この条例の施行の際現に旧緑化推進条例第10条第1項の規定により指定されている保存樹木は、第24条第1項の規定により指定された保存樹木とみなす。
 - 9 この条例の施行の際現に旧緑化推進条例第13条第1項の規定により指定されている緑化推進地区の指定及び旧緑化推進条例第14条第1項の規定により締結されている緑の協定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、当該緑化推進地区の指定の解除については、なお旧緑化推進条例第13条第3項の規定の例による。
 - 10 この条例の施行の際現に旧緑化推進条例第18条第1項の規定により置かれた緑の愛護員である者は、施行日に、第36条の規定により、緑の愛護員として置かれたものとみなす。
 - 11 旧緑化推進条例第19条第1項の規定により置かれた札幌市緑の審議会は、第38条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
 - 12 この条例の施行の際現に旧緑化推進条例第20条第2項の規定により委嘱されている札幌市緑の審議会の委員である者は、施行日に、第39条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧緑化推進条例第20条第3項の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
 - 13 施行日前に附則第3項第2号の規定による廃止前の札幌市風致地区内建築等規制条例(以下「旧風致地区内建築等規制条例」という。)第2条第1項の規定によってなされた許可又は同項の許可を受けるためになされた申請は第29条第1項の許可又は同項の許可を受けるための申請と、旧風致地区内建築等規制条例第3条の規定によってなされた協議及び旧風致地区内建築等規制条例第4条の規定によってなされた通知は第29条第2項の規定によってなされた協議と、旧風致地区内建築等規制条例第6条の規定によって許可に付された条件は第31条において準用する第14条第1項の規定によって許可に付された条件とそれぞれみなす。
 - 14 この条例の施行の際旧風致地区内建築等規制条例第2条第1項の規定に違反している